

多くの広告物は、
掲出する際に
許可が必要です。

規制地域			広告の種類			
			自家広告物	案内広告物	一般広告物	
			自己の氏名、名称、店名、商標、事業、営業内容を表示するため、自己の住所又は営業所、作業場に表示、設置するもの 	名称、矢印、距離など必要最小限の表示により、事業所等への誘導を図るもの 	自家広告物や案内図板に該当しない広告物 	
特別規制地域 (原則、屋外広告物の表示等を禁止している地域)	第1種特別規制地域	特に良好な住環境の形成や自然環境、歴史景観の保存が望まれる地域	表示面積5㎡以内は許可申請不要	申請不要の表示面積を超えた場合、すべての広告物の許可が必要	全て許可申請が必要 注1)	設置不可
	第2種特別規制地域	国道の沿道など広告物が集中する恐れの高い地域や都市公園や学校などの公共性の高い施設の敷地				
普通規制地域 (原則、屋外広告物の表示に際し、事前に許可を受けなければならない地域)	第1種普通規制地域	市街地や主要な道路などの沿線の地域	表示面積10㎡以内は許可申請不要		全て許可申請が必要	全て許可申請が必要 注2)
	第2種普通規制地域	活発な商業活動が行われる地域	表示面積20㎡以内は許可申請不要		全て許可申請が必要	
広告整備地区 (地区の特性に合わせて、規制の強化を図る地域)	韭山反射炉周辺広告整備地区		表示面積4㎡以内は許可申請不要		全て許可申請が必要 注1)	設置不可
	国道136号バイパス沿道広告整備地区		表示面積5㎡以内は許可申請不要			

注1) 野立てのもの、電柱や街灯柱などを利用するもの、消火栓標識柱を利用するもの以外への広告物設置は不可。

注2) 告示で指定する幹線道路の両側100m以内又は鉄道の両側500m以内かつ用途地域以外の区域(後退距離規制適用地域)は、野立ての一般広告は禁止。